

政令第二十三号

復興推進会議令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第十四条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（議長）

第一条 議長は、会務を総理する。

（副議長）

第二条 副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第三条 復興推進会議の庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。

（復興推進会議の運営）

第四条 前三条に定めるもののほか、議事の手続その他復興推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が復興推進会議に諮って定める。

附 則

この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

理由

復興庁設置法の施行に伴い、復興推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるからである。